

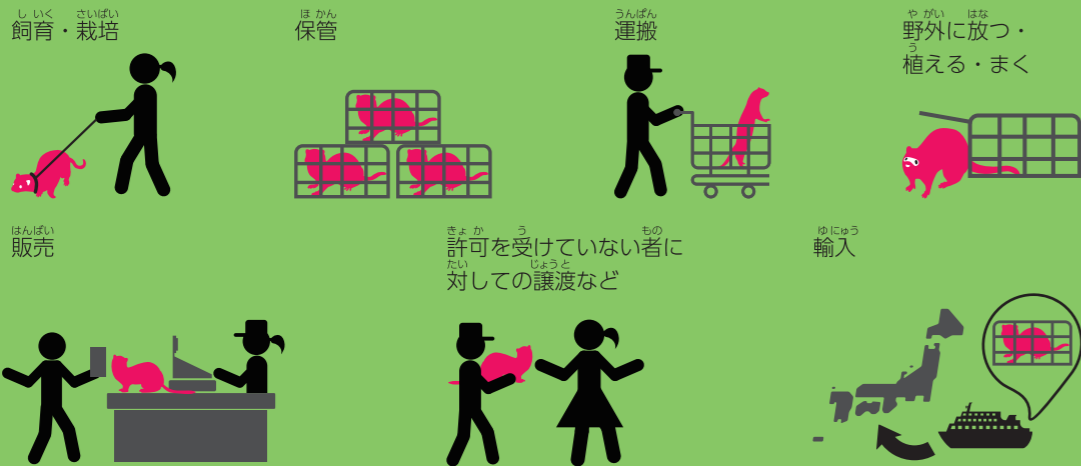
がいらいせいぶつほう 外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といいます。外来種による生態系、農林水産業、人の生命・身体への被害を防止するために制定されました。特定外来生物として指定された種は、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されています。また、原因となった行為をした者に対しては、防除に必要な費用の一部または全部を負担していただく場合もあります。

がいらいしゅひがいよぼうさんげんそく 外来種被害予防三原則

- 1 入れない** 悪い影響を及ぼすかもしれない外来種をむやみに自然分布域から非分布域へ入れない
- 2 捨てない** ペットとして飼ったり栽培している外来種を自然の中に逃がさない、放さない
- 3 拡げない** 自然のなかにいる外来種をほかの地域に生きたまま持ち出さない、増やさない

がいらいせいぶつほう きせい しこう 外来生物法で規制される事項



※これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

がいらいせいぶつほう ぐわしくし かた
外来生物法について詳しく知りたい方は
<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>



とくていがいらいせいぶつとういちらん
特定外来生物等一覧
<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>



がいらいしゅひがいよぼうしこうけいかく
外来種被害防止行動計画
<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/actionplan.html>



環境省 那覇自然環境事務所 Tel.098-836-6400 Fax.098-836-6401
〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階



とくていがいらいせいぶつ
特定外来生物

ボタンウキクサ



あまみ おきなわばん
奄美・沖縄版

き 気を付けよう!! がいらいしゅ 外来種
まも 守ろう!! せいぶつ た よう せい 生物多様性

ボタンウキクサ

ボタンウキクサは、別名ウォーターレタスといい、アフリカ原産のサトイモ科の浮遊性常緑多年草(水草)です。アジア、オーストラリア、南北アメリカに分布しています。1920年代に観賞用として導入され、沖縄、小笠原で逸出、野生化しました。関東地方以西で1990年頃から帰化。繁殖力が非常に強く、水面を覆いつくしてしまうことで他の植物の光合成を妨げ、生育できなくしてしまいます。

そのため、生態系などに被害を及ぼす種として外来生物法により「特定外来生物」に指定し、栽培したり野外に放したりすることを厳しく禁じています。

ボタンウキクサはこんな植物



和名: ボタンウキクサ
学名: *Pistia stratiotes*
自然分布: アフリカ原産、アジア、オーストラリア、南北アメリカに分布

全体

浮遊性の植物で水面に浮かんでいます。水面から葉が見えますが、その下には草体の約3倍ほどの長さの根を持っています。日当たりの良い場所を好み、無機養分の吸収力が強く、塩分にも強いです。

葉

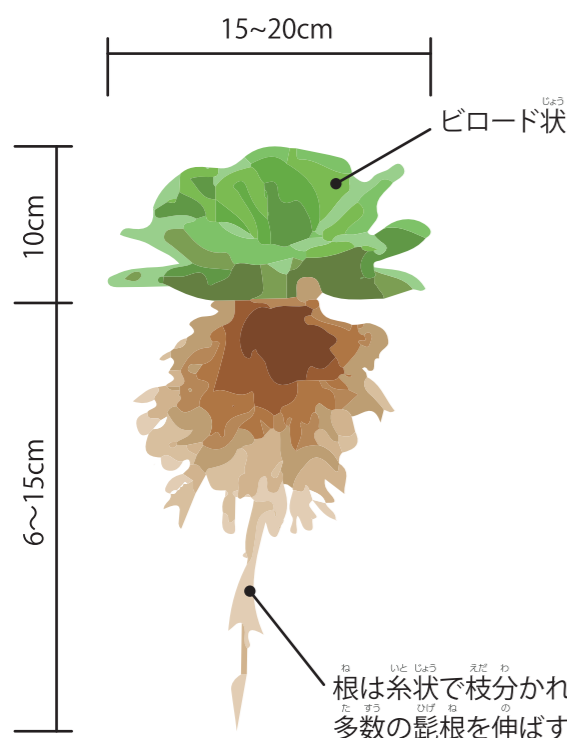
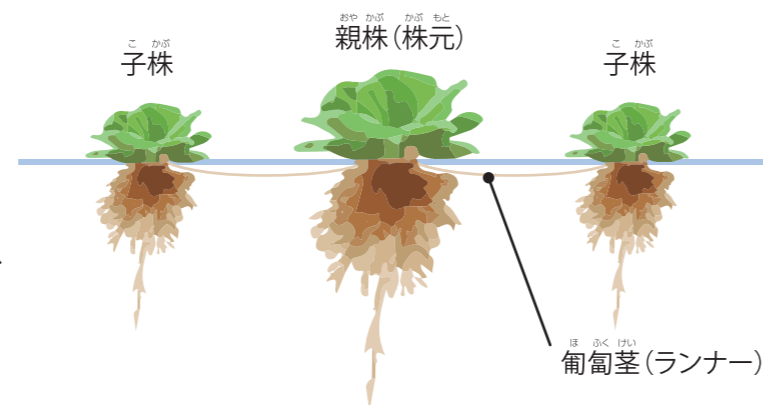
葉は先の丸い、横長楕円形のものをロゼット状につけます。葉は白緑色、表面にピロード状の柔らかい毛が一面に生え、よく水を弾きます。

花

花は5~10月に咲き、同じ株に雄花・雌花を咲かせる両性花です。

繁殖力

主に親株(株元)から水面に平行方向に匍匐茎を伸ばし、その先に子株を生じて増える栄養繁殖で拡がります。通常は無性生殖ですが、花を咲かせて結実する有性生殖でも繁殖します。



ボタンウキクサが生育している場所

右の写真は、石垣島の宮良川でのボタンウキクサの写真です。誰かが何気なく捨てた一株のボタンウキクサが川面を覆いつくすまでに増えてしまいました。



石垣島宮良川のボタンウキクサ▶

とても身近なところでも見かけます

ボタンウキクサは、金魚用や園芸用として広く一般に販売されていました。繁殖力が強いだけでなく、元来、丈夫な植物です。そのため、手入れをしていなくても庭先の水甕や池などで育っている場合があります。また、現在でも特定外来生物であるボタンウキクサという認識がないまま金魚などのペット販売時に一緒になって売られている事例もあるようです。



どうすればいいの？

課題

かつてビオトープ用植物や、金魚用の浮き草等として金魚と同じルートで、熱帯魚店、ペットショップだけでなく、園芸店、ホームセンターなどで広く流通・販売があったため、一般に広く広がり、いまだに栽培している事例もあると思われます。「特定外来生物」に指定されている植物という認識がまだ浸透していません。水槽や水甕のような限られた場所であれば、他の植物に影響を与える事はないと考えがちですが、要らなくなったから、増えすぎたからという理由で友人に譲ったり、野外に捨ててしまう可能性があります。野外に逸脱してしまう可能性をゼロにするため、栽培する事自体も法律によって禁止されています。

除去

防除に当たっては、十分に乾燥、枯死させた上で、市町村のゴミ出しルールに従って処理してください。(生きたままの運搬も違法です。) また、水槽等に浮いている植物がボタンウキクサであるとわかった場合も、野外に捨てず、適切に処理してください。